

令和2年第11回山鹿市農業委員会総会議事録

令和2年11月5日(木) 13時23分から14時25分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 稲葉 和弘	4番 森 利光
5番 廣松 久喜	6番 長曾我部徹	7番 米岡 一利	8番 若杉 史
9番 栗原 政数	10番 阿蘇品幸博	11番 守川 千穂	12番 廣田 幸徳
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第80号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第81号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第82号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第83号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第84号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第85号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第86号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第87号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第18号 農地法第3条第3の規定による届出

1. 開 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

事務局長（堤高治君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

2. 会長挨拶

事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 2 年第 11 回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、7 番米岡一利委員、8 番若杉史委員にお願いいたします。

4. 議 事

議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 80 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 80 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。

提案番号 108 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 1 ページ記載のとおりです。議案書 2 ページをお願いします。

提案番号 109 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては2ページ記載のとおりです。議案書4ページをお願いします。

提案番号 110 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては3ページ記載のとおりです。議案書5ページをお願いします。

提案番号 111 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては4ページ記載のとおりです。議案書6ページをお願いします。

提案番号 112 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては5ページ記載のとおりです。議案書7ページをお願いします。

提案番号 113 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。調査書につきましては6ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号 114 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては7ページ記載のとおりです。議案書18ページをお願いします。

提案番号 116 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては8ページ記載のとおりです。議案書19ページをお願いします。

提案番号 117 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては9ページ記載のとおりです。議案書20ページをお願いします。

提案番号 118 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては10ページ記載のとおりです。議案書21ページをお願いします。

提案番号 119 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては11ページ記載のとおりです。
以上11件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説

明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 108 番から 110 番を北部地区担当委員

3 番（稲葉和弘君）

提案番号 108 番から 110 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 111 番から 114 番を南部地区担当委員

12 番（廣田幸徳君）

提案番号 111 番から 114 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 116 番から 119 番を東部地区担当委員

7 番（米岡一利君）

提案番号 116 番から 119 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 80 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 81 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 23 ページをお開き下さい。

議案第 81 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」でございます。

提案番号 22 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定 10 年でございます。調査書につきましては 12 ページ記載のとおりです。議案書 27 ページをお願いします。

提案番号 23 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定 10 年でございます。調査書につきましては 13 ページ記載のとおりです。議案書 29 ページをお願いします。

提案番号 24 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
借受理由は、借受人の隣接地取得による賃貸借権設定 10 年でございます。調査書につきましては 14 ページ記載のとおりです。
以上 3 件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 22 番を北部地区担当委員

5 番（廣松久喜君）

提案番号 22 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 23 番から 24 番を南部地区担当委員

1 番（竹下輝明君）

提案番号 23 番から 24 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 81 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第 82 号、農地転用事業計画変更申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の30ページをお願いします。

議案第82号、農地転用事業計画変更承認申請でございます。

提案番号3番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

本案件は、平成31年4月5日付けで、農地法第4条第1項の規定に基づき化粧品店の建設を転用目的として許可したもので、転用目的を一般住宅に変更するものです。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の1ページから2ページをお願いします。

1ページに現地の状況写真、2ページに土地利用計画図を掲載しております。

現況は、造成工事まで終了しており、変更前の事業計画に従った事業の実施状況は30%と判断しております。

次に、調査書16ページから17ページをお願いします。

16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

提案番号4番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

本案件は、平成6年7月4日付けで、農地法第5条第1項の規定に基づき一般住宅の建設を転用目的として許可したもので、農地転用者を変更し、転用目的を資材・車両置き場に変更するものです。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の3ページから4ページをお願いします。

3ページに現地の状況写真、4ページに土地利用計画図を掲載しております。

現況は、造成工事まで終了しており、変更前の事業計画に従った事業の実施状況は30%と判断しております。

次に、調査書18ページから19ページをお願いします。

18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

提案番号5番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

本案件は、令和2年7月6日付けで、農地法第5条第1項の規定に基づき建売住宅の建設を転用目的として許可したもので、転用目的を宅地分譲地に変更するものです。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の5ページから6ページをお願いします。

5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

現況は、造成工事まで終了しており、変更前の事業計画に従った事業の実施状況は30%と判断しております。

次に、調査書20ページから21ページをお願いします。

20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

以上、3件です。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 82 号は原案のとおり変更承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 82 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 83 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。

まず、提案番号 95 番から 106 番までと、提案番号 108 番から 111 番までを審議します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 31 ページをお願いします。

議案第 83 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 95 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 496 ㎡を取得し、資材、車両置き場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 7 ページから 8 ページをお願いします。

7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 22 ページから 23 ページをお願いします。

22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 32 ページをお願いします。

提案番号 96 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 2,995 ㎡のうち 200 ㎡に賃貸借権を設定し、イチゴ選果場等として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 9 ページから 10 ページをお願いします。

9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図をそれぞれ掲載しております。

次に、調査書 24 ページから 25 ページをお願いします。

24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準をそれぞれ記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 33 ページをお願いします。

提案番号 97 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 556 ㎡を取得し、駐車場・資材置き場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 11 ページから 12 ページをお願いします。

11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 26 ページから 27 ページをお願いします。

26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 34 ページをお願いします。

提案番号 98 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田、791 m²を取得し、既存の納屋 1 棟を含む建売住宅として転用する案件です。なお、申請地は長年宅地として利用されており、その経緯について始末書が提出されています。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 13 ページから 14 ページをお願いします。

13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 28 ページから 29 ページをお願いします。

28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 35 ページをお願いします。

提案番号 99 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 323 m²を取得し、建売住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 15 ページから 16 ページをお願いします。

15 ページに現地の状況写真、16 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 30 ページから 31 ページをお願いします。

30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 36 ページをお願いします。

提案番号 100 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 362 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 17 ページから 18 ページをお願いします。

17 ページに現地の状況写真、18 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 32 ページから 33 ページをお願いします。

32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 37 ページをお願いします。

提案番号 101 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、551 m²を取得し、倉庫及び駐車場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 19 ページから 20 ページをお願いします。

19 ページに現地の状況写真、20 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 34 ページから 35 ページをお願いします。

34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書 38 ページをお願いします。

提案番号 102 番から議案書 40 ページの提案番号 104 番までは、関連しておりますので一括して説明いたします。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

提案番号 102 番、103 番の転用者は個人で、申請地の畑 271 m²と 315 m²のそれぞれを取得し、一般住宅として転用する案件です。また、提案番号 104 番の転用者は、個人で、申請地の道路から農

地側へ後退した 32 m²を受人 2 名に持ち分 1/2 ずつで所有権を移転するものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 21 ページから 26 ページをお願いします。

奇数ページに現地の状況写真、偶数ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 36 ページから 41 ページをお願いします。

偶数ページに立地基準を、奇数ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 41 ページをお願いします。

提案番号 105 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 243 m²を取得し隣接する宅地 14 m²と合わせた 257 m²を、事務所及び物置として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 27 ページから 28 ページをお願いします。

27 ページに現地の状況写真、28 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 42 ページから 43 ページをお願いします。

42 ページに立地基準を、43 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 42 ページをお願いします。

提案番号 106 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 158 m²を取得して宅地を拡張し、駐車スペースを確保する案件です。
なお、申請地はすでに宅地となっており、その経緯については始末書の提出がっております。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 29 ページから 30 ページをお願いします。

29 ページに現地の状況写真、30 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 44 ページから 45 ページをお願いします。

44 ページに立地基準を、45 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 44 ページをお願いします。

提案番号 108 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は 9 月に競売による買受適格の証明を受けた個人で、申請地の畑 1,164 m²を落札し、作業所及び寄宿舍に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 33 ページから 34 ページをお願いします。

33 ページに現地の状況写真、34 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 48 ページから 49 ページをお願いします。

48 ページに立地基準を、49 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 45 ページをお願いします。

提案番号 109 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 385 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 35 ページから 36 ページをお願いします。

35 ページに現地の状況写真、36 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 50 ページから 51 ページをお願いします。

50 ページに立地基準を、51 ページに一般基準を記載しています。
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の 46 ページをお願いします。

提案番号 110 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑 228 m²を取得して一般住宅に転用する案件です。
次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 37 ページから 38 ページをお願いします。
37 ページに現地の状況写真、38 ページに土地利用計画図を掲載しております。
次に、調査書 52 ページから 53 ページをお願いします。
52 ページに立地基準を、53 ページに一般基準を記載しています。
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の 47 ページをお願いします。

提案番号 111 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の田 3 筆の合計 2,398 m²を取得し堆肥舎等として転用する案件です。
次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 39 ページから 40 ページをお願いします。
39 ページに現地の状況写真、40 ページに土地利用計画図を掲載しております。
次に、調査書 54 ページから 55 ページをお願いします。
54 ページに立地基準を、55 ページに一般基準を記載しています。
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
以上、16 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 95 番から 97 番を北部地区担当委員

2 番（下田幸夫君）

提案番号 95 番から 97 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 98 番から 106 番を南部地区担当委員

8 番（若杉史君）

提案番号 98 番から 106 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 108 番から 111 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 108 番から 111 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号 95 番から 106 番までと、提案番号 108 番から 111 番までは、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号 95 番から 106 番までと、提案番号 108 番から 111 番までは、原案のとおり許可することに決定しました。

次に提案番号 107 番について審議します。この提案番号については、申請人の内の 1 人が 4 番森委員本人であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事参与の制限を受けますので、4 番森委員は審議への参加をご遠慮願います。事務局の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 43 ページをお願いします。

提案番号 107 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田及び畑 3 筆の合計 1,404 m²に地上権を設定し太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 31 ページから 32 ページをお願いします。

31 ページに現地の状況写真、32 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 46 ページから 47 ページをお願いします。

46 ページに立地基準を、47 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 107 番を南部地区担当委員

12 番（廣田幸徳君）

提案番号 107 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

よろしいですか。提案番号 107 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、提案番号 107 番については、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第 83 号は終わります。

次に、議案第 84 号、農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(一法師進君)

総会議案の 48 ページをご覧ください。

議案第 84 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 35 番、申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

これらの案件につきましては、10 月 23 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものがあります。なお、提案番号 35 番にかかる調査書については 56 ページ記載のとおりです。

以上でございます。

議長(坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 84 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 84 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 85 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(一法師進君)

議案書 49 ページをお開き下さい。

議案第 85 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転で農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 30 件、その面積は 165,499 m²でございます。

提案番号 117 番から 67 ページの 149 番までの申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、「水稻、麦、野菜、スイカ」を作付け予定でございます。

提案番号 122 番から 149 番の借り人である（下吉田ファーム）については、今回が初めての申請でございますので、法人の概要について説明いたします。別紙調査書の 86 ページに農地所有適格法人の要件について記載しております。

農地所有適格法人は、法人の組織形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の 4 つの要件全てを満たすことによって、農地法の下に農地の権利を取得して農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。

まず、「法人の組織形態要件」につきましては、令和 2 年 1 月 30 日に農事組合法人として登記がなされておりますので、該当いたします。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業関連事業であることとなっており、定款及び履歴事項全部証明に「農産物の貯蔵・運搬・販売・農作業受委託」との記載がありますので、該当しております。

次に「議決権要件」につきましては、本法人の議決権は 8 で、そのうち、法人の農業従事者の占める議決権が 8 で、過半を占めておりますので、該当しております。

また、「役員要件」につきましても、本法人の役員は 4 名で、全員が年間 150 日以上農作業に常時従事するとのことでございますので、該当いたします。以上 4 つの要件全てを満たしております。なお、本事業は、農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 85 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 86 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。

まず、提案番号 451 番から 503 番までを審議します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 68 ページをお開き下さい。

議案第 86 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 51 件、再設定 3 でその面積は、143,148 m²でございます。

提案番号 451 番から提案番号 453 番までは期間満了に伴う再設定でございます。

提案番号 454 番から 503 番までの、申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。

作付は、「水稻」「イチゴ」「タケノコ」「スイカ」「ナス」「人参」「大豆」「菊」「栗」「みかん」等を予定されています。

議案書 78 ページの提案番号 498 番から 79 ページ 501 番の借り人である 阿蘇くまもとファームは、キャベツ、大根、カボチャ作付け予定されています。

なお、当該法人は、今回が初めての申請でございますので、法人の概要について説明いたします。別紙調査書の 83 ページに農地所有適格法人の要件について記載しております。

農地所有適格法人は、法人の組織形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の 4 つの要件全てを満たすことによって、農地法の下に農地の権利を取得して農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。

まず、「法人の組織形態要件」につきましては、平成 24 年 2 月 15 日に農事組合法人として登記がなされておりますので、該当いたします。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業関連事業であることとなっており、定款及び履歴事項全部証明に「農産物の生産・貯蔵・運搬・販売」との記載がありますので、該当しております。

次に「議決権要件」につきましては、本法人の議決権は 5 で、そのうち、法人の農業従事者の占める議決権が 5 で、過半を占めておりますので、該当しております。

また、「役員要件」につきましても、本法人の役員は 3 名で、全員が年間 150 日以上農作業に常時従事するとのことでございますので、該当いたします。以上 4 つの要件全てを満たしております。なお、只今説明しました申請に係る調査書は 57 ページから 84 ページまでに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号 451 番から 503 番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号 451 番から 503 番までについては、原案のとおり決定いたしました。次に提案番号 504 番について審議します。この提案番号については、申請人が 7 番米岡委員本人であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事参与の制限を受けますので、7 番米岡委員は審議への参加をご遠慮願います。事務局の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 79 ページをお開き下さい。

提案番号 504 番については、申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。

作付けについては、「水稻」等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 85 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号 504 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号 504 番については、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第 86 号は終わります。

次に、議案第 87 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書の 81 ページをお願いします。

議案第 87 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 16 番、土地の所在、地目、面積、所有者、利用状況調査につきましては、記載のとおり

で、市道宗方駅通線沿いから鹿門亭に入る付近にある農地でございます。

現地の状況は、別紙2の現地写真・土地利用計画図の41ページに掲載のとおり、農地法施行日(昭和27年10月20日)以前から建物が建っており、非農地として判断していただくものです。

なお、判断根拠の資料としまして、昭和27年当時の「国土地理院の航空写真」で判断しております。以上の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長(坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第87号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第87号は終わります。

4. 報告

議長(坂本照子君)

次に、報告第18号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局(山口儀一郎君)

議案書の82ページをお願いします。

報告第18号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和2年9月に届出がありました件数は15件、筆数の合計は104筆、面積の合計は97,579㎡でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

議長(坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 18 号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和 2 年第 11 回総会を閉会いたします。

6.閉 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 _____

7 番 農業委員 _____

8 番 農業委員 _____